

令和4年9月29日

告示第68号

(目的)

第1条 この要綱は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境を悪化させるおそれがあることから、空家等のうち危険空家等の除却に要する費用の一部について、予算の範囲内で危険空家等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、生活環境の悪化を防止し、もって市民福祉の向上と地域の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていない状態が1年以上継続しているものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この要綱において、「危険空家等」とは、空家等で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）

第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）と判定されたもの

(2) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅（以下「不良住宅」という。）と判定されたもの

(対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「対象空家等」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 市内に存する危険空家等であること。

(2) 主たる建築物が、専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。）又は併用住宅（その一部を人の居住の用に供する家屋のうち、人の居住の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が4分の1以上であるものをいう。以下同じ。）として使用されていたこと。

(3) 公共事業等による補償の対象となっていないこと。

(4) 過去5年間に、診断、修繕、増改築等のための財政的支援を市から受けていないこと。
ただし、福祉目的によるものを除く。

(5) 特定空家等と判定された場合にあっては、法第22条第2項の規定による勧告の対象となっていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 対象空家等の所有者又はその相続人（以下「所有者等」という。）

(2) 所有者等から除却について委任を受けた者（所有者等が複数いる場合にあっては、その全員から委任を受けた者に限る。以下「受任者」という。）

(3) 前2号に定めるもののほか、現に対象空家等を管理している者その他市長が適当と認める者（以下「管理者等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな。補助対象者が受任者である場合において、除却を委任した所有者等が次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 市税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第14号に規定する地方団体の徴収金であって、市が徴収するものをいう。以下同じ。）を滞納している者

(2) 銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 当該年度において既に補助金の交付を申請している者

(対象空家等の認定)

第5条 空家等の除却のため補助金の交付を受けようとする補助対象者は、第9条の規定による申請（以下「交付申請」という。）の前に、危険空家等除却事業補助金事前調査申込書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、対象空家等の認定を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情により添付が困難であると認めた書類は、添付を要しない。

- (1) 空家等の位置図
- (2) 空家等の外観の写真
- (3) 空家等の配置図、平面図及び床面積求積図
- (4) 建築物の全部事項証明書（未登記の場合にあっては、家屋課税台帳の写し）
- (5) 敷地の全部事項証明書

2 補助対象者は、前項の規定による申込みに際し、市長が当該職員又は委任した者に当該空家等に立ち入って調査させることに関し同意しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、当該空家等を調査し、対象空家等の認定の可否を決定し、危険空家等除却事業事前調査結果通知書（別記様式第2号）により当該申込みを行った補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象空家等の除却であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 所有者等が複数いる場合にあっては、全員の同意を得ていること（補助対象者が受任者の場合を除く。）。)
- (2) 対象空家等に係る所有権以外の権利を設定している者（以下「権利者」という。）がいる場合にあっては、その同意を得ていること。
- (3) 対象空家等の所有者等とその敷地の所有者（以下「土地所有者」という。）が異なる場合にあっては、当該土地所有者の同意を得ていること。
- (4) 除却を施工する者（以下「施工業者」という。）が、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第2項の規定により許可を受けたものとみなされる者であって、引き続き解体工事業に該当する営業を営むものを含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者であること。
- (5) 助成金その他の財政的支援を国、他の地方公共団体等から受けて行うものでないこと。
- (6) 対象空家等の敷地内の建築物又はこれに附属する工作物の一部のみを除却するものでないこと。
- (7) 交付申請の日の属する年度の2月末日までに完了する見込みであること。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、交付申請の日の属する年度における国土交通大臣の定める標準建設費等に基づく除却工事費の額を上限とする。

2 補助対象経費には、対象空家等の家財その他の動産の移転及び処分に要する費用は含まないものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

(交付申請)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業の工事着手前に、危険空家等除却事業補助金交付申請書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象空家等の認定を受けた危険空家等除却事業事前調査結果通知書の写し
- (2) 補助対象事業に要する費用の見積書及びその内訳書の写し
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式第4号）
- (4) 施工業者に係る建設業法第3条第1項の規定による許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けた通知の写し
- (5) 工事計画書
- (6) 補助対象者が所有者の相続人である場合にあっては、所有者と補助対象者の相続人との関係を示す書類
- (7) 所有者等が複数いる場合、権利者がいる場合又は空家等の所有者等と土地所有者が異なる場合にあっては、補助対象事業に関する同意書（別記様式第5号）
- (8) 補助対象者が受任者である場合にあっては、所有者等から委任を受けたことを証する書類
- (9) 補助対象者が管理者等である場合にあっては、現に対象空家等を管理していることを証する書類その他市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第10条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、危険空家等除却事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第6号）により交付申請を行った補助対象者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、市長は、必要な条件を付することができる。
（申請内容の変更）

第11条 交付決定を受けた補助対象者（以下「受給者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ危険空家等除却事業補助金申請内容変更承認申請書（別記様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定するとともに、必要があると認めたときは、交付決定を変更し、又は取り消し、危険空家等除却事業補助金申請内容変更承認決定（却下）通知書（別記様式第8号）により受給者に通知するものとする。
（中止の届出等）

第12条 受給者は、交付決定に係る対象空家等の除却を中止しようとするときは、危険空家等除却事業中止届出書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、交付決定を取り消すものとする。
（検査等の求め）

第13条 受給者は、市長から補助対象事業の実施の状況及び完了後の敷地の管理について、検査又は報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（実績報告）

第14条 受給者は、交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、速やかに危険空家等除却事業補助金実績報告書（別記様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (2) 完了後の敷地の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、補助金の額を確定し、危険空家等除却事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により受給者に通知するものとする。
（補助金の交付請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた受給者は、補助金の交付を請求しようとするときは、危険空家等除却事業補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業の実施に関し、法令違反その他適当と認められない行為があったとき。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第13号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月7日告示第85号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年12月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の銚子市危険空家等除却事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる補助金の交付の申請、当該申請に係る補助金の交付その他の手続について適用し、同日前に行われた補助金の交付の申請、当該申請に係る補助金の交付その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日告示第20号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の銚子市危険空家等除却事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の調整をし、なお使用することができる。